

飯舘村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

飯舘村教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組, 今後のフォローアップについて	4

## 1 計画の趣旨, 現状

### (1) 計画の趣旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、2025年6月に「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、2026年4月1日から施行されることになった。これに伴い、飯舘村教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられた。そのため、2026年2月に「飯舘村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

### (2) 対象

本計画は、飯舘村教育委員会が服務監督を行う「いいたて希望の里学園」の職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

### (3) 本村の現状

本村では、2017年3月に策定した「頑張る学校応援プラン」の主要施策の取組の一つに掲げられた「教職員の多忙化の解消」に基づいて働き方改革を推進し、所管に属する学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、教職員の在校時間の管理及びその時間の削減に取り組んできた。

これまでの取組の結果、2024年度（令和6年度）の本村における時間外在校時間が月45時間をおける教職員の割合は、全校で22.2%となっている。

一方で、月80時間超の教育職員が全体で1.9%おり、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もある。業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないように業務の平準化を進めることが必要である。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通りとする。

### (1) 超過勤務の縮減

- ・一ヶ月時間外在校時間が45時間以下の割合については、100%を目指す。
- ・1年間における一ヶ月時間外在校時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。  
ストレスチェックにおける健康リスクの値を100以下とする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

2026年（令和8年度）～2028年（令和10年度）

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費に関しては、村での無償化が行われている。引き続き公会計化を実施する。

##### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和8年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき事業

○業務 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 教育委員会での蓄積データを元に教育委員会で回答できるものは回答し、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 体育館の地域開放施設の管理業務について、生涯学習課において実施する。

○ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 校舎内清掃は、用務員やスクール・サポート・スタッフ（SSS）等が行い、児童生徒の清掃回数を減らすことにより教育職員の清掃指導を軽減する。

○ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 適切な時期に、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和9年度に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・ ランチルームを活用し、食に関する指導については栄養教諭等が行う。

○ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフ（SSS）を配置する。
- ・ スクール・サポート・スタッフ（SSS）等を活用することによって、授業準備、印刷等に係る事務負担を軽減する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に生徒指導関係の校内会議へ参加させ、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 特別支援教育支援員、村健康福祉課職員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、勤務時間内における放課後の活動時間の設定など、日課表の工夫を行う。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・ 定時退校日を週 1 回設定し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日を設定する。

## 5 今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月把握する。毎年度、飯舘村教育委員会の HP で公表するとともに、定例教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、デジタル出勤管理で把握し、毎月教育委員会に提出させる。その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる場合は、業務の内容や休憩時間の確保等課題となっている点を速やかに状況が改善されることを目指

- し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
  - ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各区長会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

#### 附則

- (1) 本計画は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。
- (2) 本計画の施行に伴い、「学校における働き方改革取組方針」は廃止する。